平成26年1月15日

様

東日本大震災から被災地の実情に即した復興を進めるための要望

宮城県東部沿岸大規模被災市町連携会議
宮城県東部沿岸大規模被災市町議会連携会議
（気仙沼市･南三陸町･女川町･石巻市･東松島市）

未曽有の被害をもたらした東日本大震災から２年１０カ月が経過し、発災後３度目の年始を迎えました。
東日本大震災において最大の被災地域である宮城県東部沿岸５市町（気仙沼市・南三陸町・女川町・石巻市・東松島市）では、多くの尊い人命が奪われ、生活基盤や産業基盤に壊滅的な被害を受けましたが、全国・全世界からの支援を受け、その復旧・復興に全力で取り組んでいるところであります。

宮城県東部沿岸５市町においては、これまでの行政の枠を超え連携し、地域の実情を取りまとめ、被災者の視点に立って政府等に対し様々な課題を訴え、解決を図ってまいりました。

現在の具体的な進みとしては、生活基盤においては、防災集団移転や復興公営住宅などの住まいの再建を最優先に、並行して土地区画整理など町の基盤整備について、順次、発注事務作業を進め、まちの再生に取り組んでいるところであります。
また、産業基盤においては、国の補助制度を活用した民間事業者が徐々に事業を再開しているところであります。

しかしながら、今後とも続く被災者の支援、未来に向けた地域再興にあたり、これまでの災害を例とした制度の改善・見直し及び財政的な支援が必要不可欠でありますことから実情を御賢察の上、被災地・被災者に対し、万全な取り組みをされますよう、次の内容について強く要望いたします。

要望事項

１　避難路の緊急整備
２　復興交付金（震災復興特別交付税）の運用及び適用期間の延長
３　被災地の復興事業を遅らせないための人材及び物的な資材の十二分な確保
４　産業の再生支援策の充実
５　仮設住宅集約に係る移転費用の支援

要望事項（詳細）

１　避難路の緊急整備

今後の津波への対応として、徒歩による避難を原則とするものの、高齢者や避難行動要支援者については現実的に自動車による避難が必要であり、非可住区域とした低地はもとより、浸水地域を通り高台や内陸部へ抜ける道路の整備・拡幅が不可欠である。

大震災を経験した住民や沿岸部で就労する従業者の最も強い要望の一つが避難道の整備であり、沿岸地域から円滑に避難するための道路整備、拡幅や橋梁の整備に対し、実情を御理解いただき、復興交付金等による柔軟な対応をお願いしたい。

さらに復興交付金で対応困難な事例においては、社会資本整備総合交付金等の活用について検討・調整を行うこととされているが、その場合においても復興庁において十分なサポートを行うようお願いしたい。

２　復興交付金（震災復興特別交付税）の幅広い運用及び適用期間の延長

(1)　復興交付金の幅広い運用

東日本大震災復興交付金の運用については、これまで数回の緩和措置や柔軟な対応がとられてきたが、被災地が求める避難道整備、漁村や産業の再生、まちの賑わいづくりなどに係る案件の多くが採択に至らず、被災住民が期待する被災地の復興まちづくりと大きな乖離が生じている。

このことから、復興を担う被災地及び住民によるまちづくり計画を尊重し、真の被災地復興に寄与するため、前例にとらわれない幅広い事業採択を行うようお願いしたい。

(2)　復興交付金適用期間の延長

復興交付金の適用期間については、現時点で平成２７年度までとされているが、現地再建が困難なため新たな移転先の造成などが必要な被災地の復興には、なお相当の時間を要する状況となっている。

このことから、平成２７年度までとなっている復興交付金適用期間を復興に係る必要な期間とするようお願いしたい。

３　被災地の復興事業を遅らせないための人材及び物的な資材の十二分な確保

(1)　人材の確保

復旧・復興事業が本格化する中、事業を遂行する自治体職員はなお不足の状況にあり、今後とも事業を迅速に進めるためには、各ステージに合わせた技術職、事務職が必要不可欠であることから国の責任において人材を確保し、被災自治体の人材確保事務を省力化されたい。

(2)　復興事業を遅らせないための物的な資材等の確保

建材費や人件費等の高騰が止まらず、入札の不調や不落が再び増している状況にある。

このことについて、国において様々な対応策を講じてきたにも関わらず被災地では、道路や下水道などの災害復旧工事をはじめとして、なお厳しい状況が続いている。

ついては、復興事業が円滑に進むよう、交付金申請時に想定される増嵩費用を見込んだ割増積算や事業間の流用など、予算措置に係る柔軟な対応と増加費用を適正に工事費に反映できる積算基準の設定等について特段のご配慮をお願いしたい。

４　産業再生と中小企業グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助）の継続と安定的な運用

(1)　支援の継続等

沿岸５市町をはじめとする被災地では津波被害を受け、非可住区域とした地区に区画整理事業などによる市街地再生を計画しているが、大規模な盛土造成が必要なことから、工場等の建築が可能となるのは、早くても平成２８年度以降となる見込みの箇所が多い。

このような地盤インフラ整備の進捗状況により、補助採択を受けた事業者が事業着手できない状況に鑑み、既に２度の繰り越しが認められ、さらには実質的に再交付されることも認められているところであるが、実態としては更なる期間の延長が必要である。

このことから、採択済みの補助金については県で基金化して管理するなど、事業者が次年度以降も安心して補助事業を実施できるよう必要な措置をお願いしたい。

また、新たに認定を受けるためのグループ形成が困難となっていることから、グループ形成を含めた要件・運用等の改善を図り、被災事業者が復旧のための必要な支援を確実に受けられるよう配慮をお願いするとともに、平成２６年度以降に渡る制度継続の早期の明示、又は被

災地域の実情に応じた新たな支援制度の創設をお願いしたい。

(2)　事業計画変更への対応

事業用地の嵩上げの遅れ等により、補助年度内に事業完了が困難な場合の繰り越し手続きについては、簡略化などが認められたところであるが、実際に事業実施が可能となるまでの間に建築単価の高騰などが起きていることから、これらの事情変更に対応した補助金の増額を伴う事業計画の変更を認めていただきたい。

５　仮設住宅集約に係る移転費用の支援

被災地の多くは、応急仮設住宅を津波による浸水区域を避け小中学校の校庭などの学校施設敷地内や公園などに建設しており、教育の現場や地域からは早期の撤去が求められている。

また、他の仮設住宅の多くも借地に建設しており、借地契約の満了により住宅を撤去しなければならない事態起きていることから、入居者の移転を伴う仮設住宅の集約が必要となる。

このように、仮設住宅入居者の事由によらない住宅集約に伴い、仮設住宅から仮設住宅への移転が必要な場合に、引越し等の移転費用についての支援の制度化又は市町村が行う場合の財政支援をお願いしたい。

宮城県東部沿岸大規模被災市町連携会議

気仙沼市長　　菅　原　　茂

南三陸町長　　佐　藤　　仁

女 川 町 長　　須　田　善　明

石 巻 市 長　　亀　山　　紘

東松島市長　　阿　部　秀　保

宮城県東部沿岸大規模被災市町議会連携会議

気仙沼市議会議長　臼　井　真　人

南三陸町議会議長　星　　喜美男

女川町議会議長　木　村　公　雄

石巻市議会議長　阿　部　欽一郎

東松島市議会議長　滝　　健　一